

静岡県土地利用基本計画の主な改定内容

改訂内容		考え方
1 土地利用基本計画の意義		
2 土地利用の基本方向		
(1) 県土利用の基本理念		
ア 「人口減少が進んだ社会への適応する対策」を追記	人口減少に伴う「適応対策」を追記（県国土利用計画）	
(2) 県土利用の基本方針		
ア 「富国有徳」を「ウェルビーイングの視点」に変更	「ウェルビーイング」の視点を追記（総合計画）	
イ 新たな視点の追記		
・流域治水の推進	豪雨災害に対する対策として「流域治水」を追記（県国土利用計画）	
・危険な盛土を包括的に規制	熱海の土砂災害を受け施行された盛土規制法に伴い、包括的な規制を追記（県国土利用計画）	
・「関係人口」の拡大	関係人口の拡大を通じた県民参加による県土管理を追記（県国土利用計画）	
(3) 県土の地域別の基本方針		
(4) 土地利用の原則		
ア 都市地域		
「集約連携型都市構造」の追記	公共交通網の充実化による「集約連携型都市構造」の構築を追記（県国土利用計画）	
イ 森林地域		
「太陽光発電設備設置に関する開発の適正な運用」の追記	太陽光発電設備設置について許可基準等の適正な運用を追記（県国土利用計画）	
ウ 都市及び森林（共通）		
土地需要の増加に関する文言を削除	インターチェンジの整備などによる土地需要増加が見込めないため削除（県国土利用計画）	
3 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針		
(1) 土地利用の優先順位及び誘導の方向		
(2) 特に土地利用の調整が必要と認められる地域の土地利用調整上留意すべき基本的事項		
ア 産業団地の開発強化（長期目標500ha 創出）に関する事項の追記	本県が掲げている産業団地整備の長期目標に変更（県国土利用計画）	